

都市型軽費老人ホームに関する指針

22福保高施第564号

平成22年6月16日

1 都知事が地域の実情を勘案して指定する整備地域に関する指針

ア 既成市街地に該当する地域

特別区、武蔵野市、三鷹市のうち下記の区域を除いた地域

北野1丁目から4丁目まで、新川1丁目、中原1丁目、2丁目及び4丁目並びに大沢2丁目から6丁目までの区域並びに新川4丁目、中原3丁目及び大沢1丁目のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域

イ 整備地域として指定されるための基準

市町村長が特に都市型軽費老人ホームの整備が必要と認める地域であって都知事が指定するもの

2 入所に関する指針

ア 入所の必要性の高さを判断する基準

入所者について

- ・60歳以上の方であって、低所得で都市型軽費老人ホームが整備される区市町村に住民票を有する方
- ・身元保証人が得られる方。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- ・身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある方
- ・感染症がなく、かつ、医療について自己管理できる方
- ・問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方
- ・家族による援助を受けることが困難である方
- ・その他、当該区市町村長が特に入所が必要と認める方

イ アの基準を当てはめて入所する際の手続

区市町村、福祉事務所、地域包括支援センター等の地域の相談機関で相談・受付相談機関経由で施設に入所申込み

施設からの説明、施設見学、体験入所など

区市町村が定める入所基準を満たすものについて、入所希望者として登録

空室が出た場合に、原則として、登録順に入所希望者との面接調査等を行い、施設による入所判定会議等により、区市町村の同意を得た上で入所の可否を決定。なお、入所判定会議等には区市町村の職員も参加することができる。

重要事項、運営規程などの説明後、施設と入所希望者間で、書面による入所契約を締結

この指針は、平成22年4月1日から適用する。